

厚生保健委員会

健康福祉部障害保健福祉課

## 精神障害者医療費助成返還金の債権放棄について

### 1 概要

市内に住所を有する精神障害者が精神科病院に1か月を超えて入院した場合、1か月に1万円を上限に助成をする「精神障害者医療費助成」について、重度心身障害者医療費助成と重複して支払っていたことが平成23年に判明し、浜松市精神障害者医療費助成規則第8条に基づき返還を求めてきたが、債務者は所在不明であり、消滅時効に係る時効期間が満了しているため、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行う。

### 2 債権放棄に至る経緯

- ・当初債権額 350,000円（うち、今回該当者分116,500円）
- ・平成23年8月、精神科病院へ入院中の長男に関する「精神障害者医療費助成」が、「重度心身障害者医療費助成」と重複して債務者に支払っていた分についての返還を決定し、同年9月、債務者に対して350,000円の請求を行った。その後、収納がないため、督促状等の送付や電話及び訪問により折衝を続けてきた。
- ・平成25年4月に債務者が死亡し、3人の子（長男、次男、今回該当者である長女）が債権を相続し、同年11月、催告書及び分割した納付書（長男117,000円、次男116,500円、長女116,500円）を送付した。なお、長女は平成24年に自宅を出て以来行方がわからないことを確認した。
- ・平成29年1月、次男分が全額納付された。
- ・令和3年11月、時効期間が満了した。長女の状況を次男に確認し、搜索願の提出を考えていることを聴取した。
- ・令和4年5月に次男が長女の搜索願を警察署へ提出した。
- ・令和6年1月、長女の状況を次男に確認し、令和5年5月頃に警察から「見つからない」と連絡を受けていたことを聴取した。
- ・令和6年2月22日及び同年3月27日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

### 3 債権放棄の内容

#### (1) 放棄件数・金額等

件数：1件

金額：116,500円

理由：消滅時効に係る時効期間が満了したため

適用条項：浜松市債権管理条例第12条第1項第3号

#### (2) 放棄年月日 令和6年4月24日

## 【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

(3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長等が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。